

滝川市立病院看護師等修学資金貸付制度

修学資金貸付制度とは？

滝川市立病院において看護師として働くことを目指し、看護学校や看護学部等に進学される皆様を支援するために修学資金を貸し付けます。

対象者

看護師等の資格取得のために保健師助産師看護師法の指定による学校又は養成所に現在在籍している方。※新入生も含まれます。

貸付金額

在学期間中月額3万円または5万円の支給となります（無利子）。

償還の猶予・免除

次のような場合は申請により修学資金の返還を猶予したり、一部又は全額を免除することができます。

1. 猶予

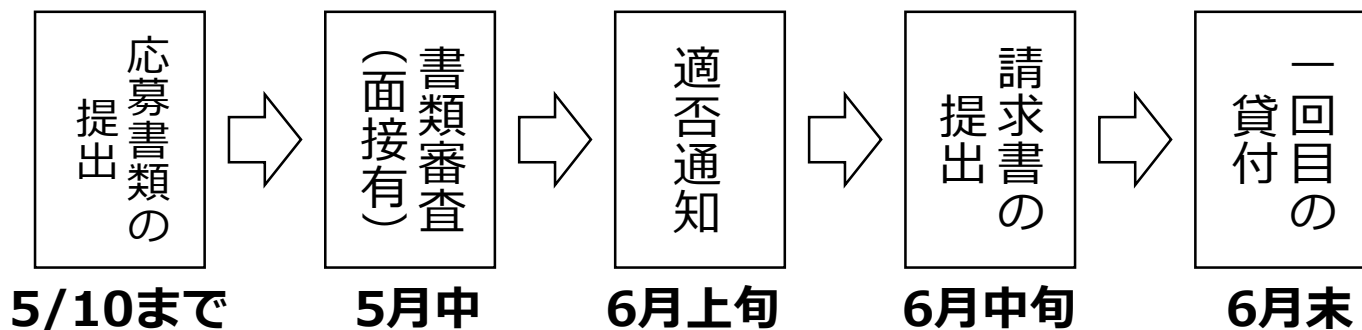
- (1) 貸付決定養成施設を卒業後、直ちに市立病院の職員として看護師の業務に従事しているとき
- (2) 貸付決定養成施設を卒業後、市立病院の職員として看護師の業務に従事する意思を有し、直ちに他の養成施設に在学しているとき
- (3) 貸付決定養成施設を卒業後、当該卒業した日の属する年度の翌々年度までに、他の養成施設での在学又は医療機関等での従事を経ることなく市立病院の職員として看護師の業務に従事する意思を有しているとき
- (4) その他、修学資金の猶予の必要があると認められたとき

2. 免除

- (1) 市立病院の職員として看護師の業務に従事した期間に応じて、修学資金の全部又は一部の償還が免除されます。
- (2) その他、償還を免除することについて特別の理由があると認められたとき

修学資金貸付までの流れ

令和6年度の場合（目安）



※ 2回目以降は9月・12月・3月と年4回に分け、貸付を行う予定です。

連帯保証人について

書類審査には連帯保証人が2名必要となります。

連帯保証人については、下記要件に該当する必要があります。

- (1) 独立の生計を営む者で修学資金の償還能力があると認められる者
- (2) 未成年者、成年被後見人、被補佐人、被補助人及び破産の宣告を受けていない者
- (3) 市区町村民税を滞納していないこと



償還の猶予・免除（具体例）

償還額は、滝川市立病院の職員として従事した期間の月数を修学資金の貸し付けを受けた月数の3分の5に相当する月数で除して得た月数に貸付を受けた金額を乗じて得た額となります。

$$\text{貸付額} \times \frac{\text{就労期間}}{\text{貸付期間} \times 5 / 3} \quad \text{という計算式になります。}$$

例 1) 月額3万円の貸付を3年間受けた場合 → 5年勤務で全額免除

$$\text{貸付額}(108\text{万円}) \times \frac{\text{就労期間}(60\text{ヶ月})}{\text{貸付期間}(36\text{ヶ月}) \times 5 / 3} = \text{免除額}(108\text{万円})$$

2) 月額5万円の貸付を2年間受けた場合 → 3年勤務で一部免除

$$\text{貸付額}(120\text{万円}) \times \frac{\text{就労期間}(36\text{ヶ月})}{\text{貸付期間}(24\text{ヶ月}) \times 5 / 3} = \text{免除額}(108\text{万円})$$

$$\underline{\text{貸付額}(120\text{万円}) - \text{免除額}(108\text{万円}) = \text{償還額}(12\text{万円})}$$

早見表

| 貸付額 | 貸付期間 | 貸付総額 | 全額免除就労期間 | 就労期間と残りの償還額 | | | | | 最大償還期間 |
|-----|------|-------|----------|-------------|--------|--------|--------|----|--------|
| | | | | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | |
| 3万円 | 1年 | 36万円 | 1年8ヶ月 | 14.4万円 | | | | | 2年 |
| | 2年 | 72万円 | 3年4ヶ月 | 50.4万円 | 28.8万円 | 7.2万円 | | | 4年 |
| | 3年 | 108万円 | 5年 | 86.4万円 | 64.8万円 | 43.2万円 | 21.6万円 | | 6年 |
| 5万円 | 1年 | 60万円 | 1年8ヶ月 | 24万円 | | | | | 2年 |
| | 2年 | 120万円 | 3年4ヶ月 | 84万円 | 48万円 | 12万円 | | | 4年 |
| | 3年 | 180万円 | 5年 | 144万円 | 108万円 | 72万円 | 36万円 | | 6年 |

貸付を受けた年数によって、全額免除となる就労期間が変化します。

応募手続きの方法

応募書類につきましては、次の書類を添えてご提出下さい。書式は、滝川市立病院ホームページでダウンロードしてご利用願います。

- (1) 看護師等修学資金貸付申請書
- (2) 誓約書
- (3) 住民票（本籍記載あり）
- (4) 養成施設の在学証明書
- (5) 連帯保証人の必要書類
 - ① 印鑑登録証明書
 - ② 所得証明書
 - ③ 納税証明書

よくあるお問い合わせ①

学校を退学・休学した場合はどうなるの？

貸付が停止となります。又、退学した場合は、すでに貸し付けたものについては償還しなければなりません。

連帯保証人は、同居（別世帯）の祖父でもいい？

要件を満たしていれば同居（別世帯）の祖父の方でも連帯保証人になることができます。

滝川市民ではなくても貸付を受けられる？

滝川市外にお住まいの方でも貸付の対象になります。

学年の途中からでも貸付を受けられる？

新入学生・在校生問わず貸付を受けることができますが、申請の時期は毎年5月頃となりますので、年度の途中から貸付を受けることはできません。

連帯保証人必要書類として、源泉徴収票でも可能？

源泉徴収票では対象の方の年収全体の把握ができず、審査することができませんので**不可**とさせていただきます。

他の奨学金を借りているのですが、併用して借りることは可能？

本制度は他の奨学金と併用してご利用いただくことが可能です。

連帯保証人は、法定代理人と別の人にしないとダメ？

連帯保証人については法定代理人と同じであっても問題ありません。

連帯保証人は、それぞれ収入がある父と兄でもいい？

可能ですが、父と兄が**別世帯**である必要があります。同居している場合は生計が独立していると思えずことができないため、連帯保証人がそれぞれ**住民票上世帯主**である必要があります。

よくあるお問い合わせ②

住民票は連帯保証人の分も必要？

住民票については**申請者のみ**のご提出となりますので、連帯保証人の方は必要ありません。

連帯保証人の所得証明書に含まれない収入があるのですがどうしたらよいですか？

所得証明書に記載されない収入がある場合は、その収入を証明できる書類を添付していただくことにより審査が可能となります。

所得証明書・市区町村民税の滞納がないことの証明書ってどんな書類？

各自治体によって証明書の名称に違いがありますが、主に下記名称の書類となります。

- ・所得証明書…所得・課税証明書、市・道民税所得証明書、等
- ・市区町村民税の滞納がないことの証明書…納税証明書、完納証明書、等

返還の期間、金額、免除額の計算がいまいちわかりません…

- ・償還額につきましてはご参考までに早見表をご確認ください。
- ・返還の期間については、最大**貸付期間の2倍**に相当する期間までに償還いただく必要があります。(貸付期間が3年間の場合は最大6年間)
- ・月々の償還金額については別途「償還計画書」をご提出いただく必要があり、償還金額を任意に設定いただけます。

貸付金額を途中で変更することはできる？

貸付金額を月額3万円から5万円にするなど変更は可能です。

その他不明点等については下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

滝川市立病院 事務部事務課 総務係

☎ (0125) 22-4311